

証券コード 8228
平成28年6月3日

株 主 各 位

長野県長野市市場3番地48

株式会社 **マルパチ産商**

代表取締役社長 藤 沢 政 俊
社長執行役員

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月20日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 長野県長野市鶴賀高畑752-8
メルパルク長野 3階「白鳳」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第66期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈、ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

4. 代理人による議決権行使についてのご案内

代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インタ  
ーネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maruichi.com/ir/>) に掲載してあり  
ますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招  
集ご通知に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表お  
よび個別注記表となります。

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修  
正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<http://www.maruichi.com/ir/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策等を背景に企業収益や雇用情勢の改善傾向が続くなど、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、為替・株式相場の急激な変化や新興国の成長鈍化等により、先行き不透明な状況が続きました。食品流通業界におきましては、生活者の節約・低価格志向が継続する中、輸入原材料の高騰に伴う商品の値上げの影響や、人手や車両不足等を起因とする物流コストの上昇など、経営環境は引き続き厳しい状況で推移いたしました。

このような状況下、当社グループは、平成29年3月期を目標年度とする中期経営計画「変革2016 ～Challenge for Change～」に基づき、様々な戦略課題に取り組んでまいりました。

収益の拡大に向けましては、原材料の調達から製造・販売までの各工程へ主体的に関わることで商品に高い付加価値を生み出す「メーカー型卸」戦略を推進し、強化した商品力により販売拡大を進めました。また、昨年7月に創立65周年記念総合展示会を開催し、顧客へ社の機能と商品を幅広く提案することで、新たな需要創造と顧客開拓を進めました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は1,846億24百万円(前期比6.6%増)となりました。利益面につきましては、売上高の拡大による売上総利益額の増加と、受発注業務の標準化や構内物流業務の効率化等、業務改善に継続して取り組み、生産性の向上を図ったことから、営業利益は15億35百万円(同35.5%増)、経常利益は19億25百万円(同23.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は9億44百万円(同53.1%増)となりました。

なお、当期末の配当につきましては、前期(普通配当6円、創立65周年記念配当1円の合計7円)から2円増配の1株当たり9円の普通配当を予定しております。これにより、年間配当金は12円を見込んでおります。

## 【当連結会計年度のセグメント別の概況】

※各セグメントの売上高については、セグメント間の内部売上高を除いて記載しております。

### i 水産事業セグメント

水産物の世界的規模での需要増に起因する水産資源の減少と買付け競争の激化や、異常気象等による漁獲量減少という環境下、水産事業部では、事業拡大に向け、メーカー型卸戦略の推進等に取り組みました。

具体的には、生鮮魚のフルアソート調達の仕組みを活かした多様な顧客ニーズへの対応や、養殖魚インテグレーション(生産から販売までの統合事業)による養殖魚の生産と販売の拡大、三菱商事(株)と連携した海外調達拡大等により、収益の拡大を図りました。また、業務提携先であります三菱食品(株)と連携した販売ルートの開拓や、石川中央魚市(株)との販売・調達面での連携等の取り組みを推進いたしました。デイリー部門におきましては、洋日配・和日配のオリジナル商品の品揃えを拡充しながら、首都圏エリアを中心に販売を拡大しました。

フードサービス事業部では、業務用マーケットの拡大に向け、当社グループ内および主要仕入先と連携した新たな需要拡大による既存顧客の深耕化や、首都圏にて開催された各種展示会へ出展するなど顧客開拓を推進し、販売マーケットの拡大を進めました。

以上の結果、売上高は1,262億77百万円(前期比6.0%増)となりました。営業利益は、業務改革を推進し、収益力向上とコスト削減に取り組んだことから、8億5百万円(同38.7%増)となりました。

### ii 一般食品事業セグメント

生活者の生活防衛意識が継続する一方で、食へのニーズが多様化する中、食品事業部では、より高い付加価値の提供を目指し、提案営業活動の推進と、オリジナル開発商品の拡売を進めました。

具体的には、地域密着の強みを生かした提案型営業を推進し、基盤商圏の甲信エリアを中心とした主要顧客との取り組み強化により、マーケットの深耕化を図りました。また、長野県産原材料の使用等で差別化したオリジナル商品の品揃えを拡充し、業務提携先とも連携しながら全国へと販売を拡大いたしました。

収益力の拡大に向けましては、ITを活用した庫内物流業務の生産性向上を図るなど、コスト競争力の強化に向けた取り組みを推進しました。

以上の結果、売上高は268億53百万円（前期比6.7%増）となりました。営業利益は、業務の効率化により販管費等の削減を図ったことから、1億58百万円（同144.1%増）となりました。

### iii 畜産事業セグメント

国産畜産物に対する需要の増加等を背景に、食肉相場が総じて高値で推移する中、畜産事業部では、さらなる収益拡大を目指し、生産者との取り組みによる調達機能の強化と、販売エリアの拡大を進めました。

具体的には、生産から販売までを統合するメーカー型卸機能により、「りんご和牛信州牛」「信州米豚」等のオリジナル商品の生産と販売の拡大を図りました。また、生産者の経営安定化に向けた施策として、公的金融機関との生産者支援スキームの活用等により、安定的な商品供給基盤の構築に継続して取り組みました。

さらなる事業拡大に向けましては、首都圏の販売拠点を強化し、主要顧客への販売拡大と新規顧客開拓を推進いたしました。

以上の結果、売上高は302億56百万円（前期比6.6%増）となりました。営業利益は、コスト競争力の確保に向け、業務の効率化等に継続して取り組んだことから、4億69百万円（同14.2%増）となりました。

### iv その他（小売店の店舗支援事業、物流・冷蔵倉庫事業、OA機器・通信機器販売および保険代理店事業）

子会社A E S(株)は、当社グループの基盤顧客であります契約小売店を対象に、商品政策の統一化や受発注システムの導入等の店舗支援事業を推進いたしました。

子会社マルイチ・ロジスティクス・サービス(株)は、当社グループの物流業務・冷蔵倉庫事業の品質向上とローコスト体制の構築を、グループ内の各事業と組織的に連携しながら進めました。

以上の結果、売上高は12億36百万円（前期比126.6%増）、営業利益は1億2百万円（同33.1%増）となりました。

## ② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、事業拡大に伴う設備投資、システム投資および計画的、継続的な営繕を実施した結果、4億73百万円となりました。これらの資金は、自己資金を充当しております。

## (2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

| 区 分                      | 第63期<br>(平成24年度) | 第64期<br>(平成25年度) | 第65期<br>(平成26年度) | 第66期<br>(平成27年度)<br><当連結会計年度> |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 159,691          | 167,398          | 173,192          | 184,624                       |
| 経常利益(百万円)                | 1,322            | 1,296            | 1,554            | 1,925                         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 608              | 565              | 616              | 944                           |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 26.38            | 24.55            | 26.75            | 40.98                         |
| 総資産(百万円)                 | 41,764           | 37,726           | 39,599           | 42,626                        |
| 純資産(百万円)                 | 17,560           | 17,783           | 18,679           | 19,267                        |
| 1株当たり純資産額(円)             | 751.90           | 760.23           | 798.09           | 821.75                        |

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金 | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                |
|---------------------|-------|--------------------|------------------------------|
|                     | 百万円   | %                  |                              |
| 大 信 畜 産 工 業 (株)     | 136   | 72.96              | 食肉加工および販売                    |
| A E S (株)           | 100   | 100.00             | 小売業の店舗支援業務                   |
| マルイチ・ロジスティクス・サービス㈱  | 98    | 100.00             | 物流および冷蔵倉庫業                   |
| 信 田 缶 詰 (株)         | 80    | 70.31              | 水産缶詰・びん詰、その他水産加<br>工品製造および販売 |
| (株) ナ ガ レ イ         | 55    | 100.00             | 業務用食品卸売業                     |
| フ ァ ー ス ト デ リ カ (株) | 40    | 100.00             | 水産物・惣菜加工および販売                |
| (株) ナ ガ レ イ 不 動 産   | 30    | 100.00             | 不動産賃貸業                       |
| (株) 山 政 北 海 屋       | 30    | 100.00             | 水産物卸売業                       |
| (株) 丸 一 北 海 屋       | 25    | 100.00             | 水産物卸売業                       |
| (株) 三 共 物 商         | 13    | 55.00              | 水産飼料・水産物卸売業                  |
| 魚 信 (株)             | 10    | 100.00             | 水産物販売                        |

(注) 平成27年8月31日付で、信田缶詰㈱を子会社化いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、政府による景気対策等の効果が期待されるものの、新興国の経済成長の鈍化等により、先行き不透明な状況が継続すると思われまます。食品流通業界におきましても、将来への不安を背景とした生活防衛意識の高まりによる個人消費の低迷や、業種・業態を超えた競争の継続など、引き続き厳しい経営環境が予想されます。

生産・調達面では、水産物における世界的な魚食拡大に起因する水産資源の減少、畜産物における飼料価格の高騰等を背景とする生産者の経営環境の悪化の問題に対し、安定的な商品調達ルートの確保が、安全・安心な商品流通体制の整備とともに、引き続き、最重要の経営課題となっております。

販売面では、高齢化の進展や単身世帯・共働き世帯の増加、情報化社会の進展などを背景に、生活者のニーズは多様化・高度化しており、これらに对应してゆくための機能や付加価値提案力が求められております。

こうした環境のもと、当社グループは平成29年3月期を目標年度とする中期経営計画「変革2016 ～Challenge for Change～」に基づき、諸施策を実行してまいります。

中期経営計画の達成に向けた最終年度における重点施策としまして、「メーカー型卸機能のさらなる推進」「業務改革の推進」「人事戦略の推進」「業務提携先との成果づくり」「長野商圏の基盤整備」を五本柱に掲げ、全社グループを挙げて戦略課題の推進に取り組んでまいります。

水産事業セグメントにおきましては、生鮮魚のフルアソート調達における魚種の拡大や、養殖魚事業の拡大等によるメーカー型卸機能の強化、業務提携先との連携による調達機能の強化と販売エリアの拡大等により、収益拡大を図ります。また、デイリー部門におきましては、オリジナル商品の拡充や商品調達エリアの拡大等を進め、さらなる事業拡大を目指します。フードサービス事業の拡大に向けましては、グループ内での組織的連携による調達・販売等の機能強化や、商品開発の推進等により、業務用マーケットへの販売を拡大してまいります。

一般食品事業セグメントにおきましては、新規顧客の開拓と既存取引の深耕化を進め、基盤商圏の拡大を図ります。また、高い付加価値を持つオリジナル商品の開発をメーカーと連携しながら強力に推進し、様々な流通ルートを活用して全国へ拡売してまいります。コスト競争力の強化に向けましては、受注業務の集約化や物流業務の改善等に継続して取り組み、さらなるローコスト体制の構築を推進してまいります。

畜産事業セグメントにおきましては、産地や生産者との取り組みを深めながらメーカー型卸機能を強化し、畜産物の安定的な商品供給基盤の構築と、マーケットニーズに対応した高付加価値商品の開発と生産、販売を進めてまいります。また、長野県内で培った機能を活かし、首都圏を中心に新規顧客の開拓と販売拡大を図ります。コスト競争力の確保に向けましては、受発注業務の改善等によるコスト低減に継続して取り組んでまいります。

なお、昨年8月、当社のメーカー型卸戦略の具現化を一層加速させることを目的に、千葉県銚子市の水産品加工業者であります信田缶詰(株)を連結子会社化いたしました。しかしながら、当社が連結子会社化する以前に、中東向輸出用サブフレック缶詰への異魚種混入と、一部商品の不適切な原産地表示が行われていたことが判明し、両事案につきまして平成28年3月に公表いたしました。当社といたしましても、関係の皆様にご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後は、再発防止策を信田缶詰(株)とともに推進し、グループガバナンスの強化と徹底に全力を挙げて取り組み、お客様の信頼回復に努めてまいります。

以上の諸施策を通じて、当社グループの企業価値をさらに高め、持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

- ① 当社の企業集団は、食料品の卸売を主たる事業とし、卸売商品は、水産物および水産加工品、日配品および冷凍食品、加工食品および菓子、畜産物および畜産加工品を取り扱っております。

取扱商品は次のとおりであります。

| 品 目                  | 主 要 商 品                                       |
|----------------------|-----------------------------------------------|
| 水産物、水産加工品、日配品および冷凍食品 | 生鮮魚介、冷凍魚介、塩蔵・塩干魚介、切身製品、練製品、日配品、冷凍食品、他         |
| 加工食品および菓子            | ビン缶詰類、嗜好食料品、同飲料、調味料、香辛料、油脂、乳製品、菓子類、米穀類、その他加工品 |
| 畜産物および畜産加工品          | 畜産物、食肉加工品、他                                   |

- ② 上記の他に小売業の店舗支援事業、物流事業、冷蔵倉庫事業、OA機器・通信機器の販売および保険代理店事業を行っております。



(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

本社：長野県長野市市場3番地48

当社は長野県内を中心に次のとおり事業所を設置しております。

| 区 分        | 名 称                                                                                                                                                                   |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水産事業部      | 水産商品本部（東京都中央区）、<br>デイリー商品本部（埼玉県久喜市）、<br>長野支社、上田・佐久営業所（長野県佐久市）、<br>松本支社、伊那営業所、飯田水産営業所、<br>甲府支社（山梨県中巨摩郡）、<br>東京支社（東京都中央区）、<br>北関東支社（群馬県伊勢崎市）、宇都宮営業所、<br>名古屋支社（愛知県西春日井郡） |
| 食品事業部      | 食品商品本部（長野県長野市）、<br>梓川共配センター（長野県安曇野市）、<br>長野支店、群馬食品営業所（群馬県伊勢崎市）、<br>松本支店、飯田食品営業所、<br>甲府食品営業所（山梨県中巨摩郡）                                                                  |
| 畜産事業部      | 畜産デリカ商品本部（長野県長野市）、<br>長野畜産部、北陸営業所（富山県富山市）、<br>松本畜産部、飯田畜産営業所、<br>首都圏畜産部（埼玉県久喜市）                                                                                        |
| フードサービス事業部 | フードサービス商品本部（長野県長野市）、<br>長野フードサービス営業所、<br>北関東フードサービス営業所（群馬県伊勢崎市）、<br>甲府フードサービス営業所（山梨県中巨摩郡）                                                                             |
| S C M 本部   | S C M本部（長野県長野市）                                                                                                                                                       |

- (注) 1. 平成27年4月1日付で、甲府食品営業所を松本支店の管轄下に配置いたしました。  
2. 平成27年4月1日付で、S C M本部R S部、ロジスティクス統括部を廃止し、業務をR S部はA E S(株)、ロジスティクス統括部はマルイチ・ロジスティクス・サービス(株)に移管いたしました。  
3. 平成28年2月1日付で、情報システム部を企画・管理部門下に配置いたしました。

② 子会社

| 区 分                      | 名                    | 称                      |
|--------------------------|----------------------|------------------------|
| 水産飼料・水産物卸売業              | (株)三共物商              | (福岡県福岡市)               |
| 水産缶詰・びん詰、その他水産加工品製造および販売 | 信田缶詰(株)              | (千葉県銚子市)               |
| 水産物卸売業                   | (株)山政北海屋<br>(株)丸一北海屋 | (愛知県西春日井郡)<br>(東京都中央区) |
| 水産物販売                    | 魚信(株)                | (長野県長野市)               |
| 水産物・惣菜加工および販売            | ファーストデリカ(株)          | (長野県長野市)               |
| 業務用食品卸売業                 | (株)ナガレイ              | (長野県長野市)               |
| 食肉加工および販売                | 大信畜産工業(株)            | (長野県中野市)               |
| 物流業務および冷蔵倉庫業             | マルイチ・ロジスティクス・サービス(株) | (長野県長野市)               |
| 小売業の店舗支援業務               | A E S(株)             | (長野県長野市)               |
| 不動産賃貸業                   | (株)ナガレイ不動産           | (長野県長野市)               |

(注)平成27年8月31日付で、信田缶詰(株)を子会社化いたしました。

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|-------------|
| 水産事業     | 464 (318) 名 | 16名増 (45名増) |
| 一般食品事業   | 74 ( 42) 名  | 2名減 ( 2名減)  |
| 畜産事業     | 95 (117) 名  | 6名増 ( 4名増)  |
| 報告セグメント計 | 633 (477) 名 | 20名増 (47名増) |
| その他      | 156 (149) 名 | 26名増 ( 3名増) |
| 全社 (共通)  | 82 ( 42) 名  | 23名減 ( 4名減) |
| 合 計      | 871 (668) 名 | 23名増 (46名増) |

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、嘱託 (派遣含む) および臨時雇用者は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として、記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数           | 前事業年度末比増減     | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------------|---------------|-------|--------|
| 562名<br>(204名) | 22名減<br>(4名増) | 41.0歳 | 17.1年  |

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託 (派遣含む) および臨時雇用者は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借 入 先             | 期 末 借 入 金 残 高 |
|-------------------|---------------|
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行 | 750百万円        |
| 農 林 中 央 金 庫       | 300百万円        |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 140百万円        |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行   | 140百万円        |
| 株 式 会 社 長 野 銀 行   | 140百万円        |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 63,000,000株
- ② 発行済株式の総数 23,121,000株
- ③ 株主数 3,586名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------|---------|---------|
| 三 菱 商 事 株 式 会 社         | 4,625千株 | 20.06%  |
| 有 限 会 社 ニ シ ナ 興 産       | 1,414千株 | 6.13%   |
| マ ル イ チ 産 商 取 引 先 持 株 会 | 1,409千株 | 6.11%   |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行       | 1,107千株 | 4.80%   |
| 国 分 グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社 | 1,020千株 | 4.42%   |
| 三 井 物 産 株 式 会 社         | 982千株   | 4.26%   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 751千株   | 3.25%   |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行         | 740千株   | 3.21%   |
| 株 式 会 社 長 野 銀 行         | 679千株   | 2.94%   |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 590千株   | 2.56%   |

（注）持株比率は自己株式（66,908株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                       |
|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 藤 沢 政 俊 | 社長執行役員<br>株式会社長野地方卸売市場社外取締役                                                                         |
| 取 締 役   | 平 野 敏 樹 | 副社長執行役員<br>信田伍詰株式会社社外取締役                                                                            |
| 取 締 役   | 白 井 幸 男 | 常務執行役員食品事業部長兼<br>食品商品本部長                                                                            |
| 取 締 役   | 山 田 邦 男 | 常務執行役員営業部門統括兼フードサー<br>ビス事業部長兼フードサービス商品本部長<br>ファーストデリカ株式会社社外取締役<br>株式会社ナガレイ社外取締役<br>株式会社ナガレイ不動産社外取締役 |
| 取 締 役   | 向 山 裕 和 | 常務執行役員営業部門統括補佐<br>提携戦略推進担当兼水産事業部長<br>ファーストデリカ株式会社社外取締役<br>株式会社三共物産社外取締役<br>魚信株式会社社外取締役              |
| 取 締 役   | 榊 原 剛   | 相談役<br>株式会社長野地方卸売市場社外監査役<br>長野県水産物卸連合会会長                                                            |
| 取 締 役   | 仁 科 圭 右 | 執行役員企画・管理部門統括補佐<br>事業構造改革担当                                                                         |
| 取 締 役   | 渡 辺 文 明 | 執行役員企画・管理部門統括兼チーフ・<br>コンプライアンス・オフィサー<br>信田伍詰株式会社社外監査役<br>株式会社ナガレイ社外監査役                              |
| 取 締 役   | 山 腰 靖 典 | 執行役員 S C M 本部長<br>A E S 株式会社社外取締役<br>マルイチ・ロジスティクス・サービス株<br>会社社外取締役<br>中央運輸株式会社社外監査役                 |
| 取 締 役   | 遠 藤 庄 司 | 執行役員畜産事業部長兼<br>畜産デリカ商品本部長<br>大信畜産工業株式会社社外取締役<br>ファーストデリカ株式会社社外取締役                                   |
| 取 締 役   | 小須田 茂 義 | 執行役員営業部門統括補佐<br>メーカー型戦略推進担当兼水産商品本部長<br>信田伍詰株式会社社外取締役<br>株式会社丸一北海屋社外取締役<br>株式会社三共物産社外取締役             |
| 取 締 役   | 松 澤 通   | 執行役員企画・管理部門統括補佐<br>人事戦略推進担当兼総務人事部長                                                                  |
| 取 締 役   | 柏 木 康 全 | 三菱商事株式会社 生活原料本部水産部長                                                                                 |

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                      |
|-----------|---------|----------------------------------------------------|
| 常 勤 監 査 役 | 檀 原 崇 男 | 弁護士（ながの法律事務所 パートナー）<br><br>公認会計士・税理士（小川直樹会計事務所 所長） |
| 監 査 役     | 山 岸 重 幸 |                                                    |
| 監 査 役     | 畑 中 凱 夫 |                                                    |
| 監 査 役     | 小 川 直 樹 |                                                    |

- (注) 1. 取締役柏木康全氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山岸重幸氏、畑中凱夫氏および小川直樹氏の3氏は、社外監査役であります。  
なお、当社は、監査役山岸重幸氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役小川直樹氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ② 事業年度中に退任した取締役

| 氏 名     | 退 任 日      | 退 任 事 由 | 退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|------------|---------|-----------------------------------------|
| 原 田 文 彦 | 平成27年6月23日 | 任 期 満 了 | 取締役執行役員<br>出向 A E S 株式会社代表取締役社長         |

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分          | 支 給 人 員 | 支 給 額        |
|--------------|---------|--------------|
| 取締役          | 12名     | 230百万円       |
| 監査役（うち社外監査役） | 4名（3名）  | 20百万円（5百万円）  |
| 合計（うち社外役員）   | 16名（3名） | 251百万円（5百万円） |

- (注) 1. 取締役の支給人員は、平成27年6月23日開催の第65期定時株主総会の時をもって退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役2名（うち社外取締役1名）を除いております。
2. 使用人兼務取締役に該当する取締役はおりません。
3. 支給額には、取締役および監査役に対する退職慰労金の当事業年度に係る引当分（取締役12名に対し25百万円、監査役1名に対し1百万円）が含まれております。
4. 平成27年6月23日開催の第65期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、13百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、この金額は上記および過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金に全額繰り入れております。
5. 上記の他、平成28年6月21日開催の第66期定時株主総会において付議いたします「第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈、ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」が承認された場合には、取締役11名に対し222百万円および監査役1名に対し39百万円が退任時に支払われる予定であります。
6. 取締役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の第37期定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
7. 監査役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の第37期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

#### ④ 社外役員に関する事項

i. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役柏木康全氏は、当社の社外取締役であり、三菱商事(株)生活原料本部水産部長であります。なお、当社は三菱商事(株)の持分法適用会社（議決権所有割合20.08%）となっており、同社の食品流通事業との連携強化を図っておりますが、具体的な事業活動や経営判断については、食品流通事業に精通した当社独自の判断に任せられており、自立性、独自性を持った経営を行っております。
- 監査役山岸重幸氏は、当社の社外監査役であり、弁護士として登録開業しております。当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役小川直樹氏は、当社の社外監査役であり、公認会計士および税理士として登録開業しております。当社との間には特別の関係はありません。

ii. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

|          | 取締役会          |      | 監査役会          |      |
|----------|---------------|------|---------------|------|
|          | 出席回数<br>/開催回数 | 出席率  | 出席回数<br>/開催回数 | 出席率  |
| 取締役 柏木康全 | 13回/16回       | 81%  | —             | —    |
| 監査役 山岸重幸 | 16回/16回       | 100% | 18回/19回       | 95%  |
| 監査役 畑中凱夫 | 15回/16回       | 94%  | 17回/19回       | 89%  |
| 監査役 小川直樹 | 16回/16回       | 100% | 19回/19回       | 100% |

b. 取締役会等における発言状況

- 取締役柏木康全氏は、主に業界動向や経営環境に対する知見および内部統制やコンプライアンスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- 監査役山岸重幸氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。  
また、監査役会において、当社の法務およびリスク管理部門を主とした内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
- 監査役畑中凱夫氏は、食品業界で長年経営に携わった豊富な経験と知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。  
また、監査役会において、当社の監査業務全般について適宜、必要な発言を行っております。
- 監査役小川直樹氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。  
また、監査役会において、当社の会計および税務部門を主とした内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

iii. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにあつ

り善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は社外取締役および社外監査役を免責するものとしております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 38百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「財務デューデリジェンス業務」等に対する対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。



## (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### ①業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

#### i. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、会社の重要な意思決定については必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に「文書保存規程」で定めた所定の期間保存しております。定めのない情報については、総務人事部長と協議の上、保存の要否および期間を定めて保存しております。なお、以下の文書については、取締役および監査役は常時閲覧できるものとしております。
- ・「株主総会議事録」、「取締役会資料と議事録」、「決算書類」、「取締役を最終決裁者とする稟議書」

#### ii. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社には、在庫リスク、商品品質リスク、与信リスク、法令違反リスク、雇用関連リスク、環境汚染リスクなどの事業リスクがあり、在庫リスクについては「見越取引管理規程」、商品品質リスクについては「仕入先評価選定規程」および「食品衛生管理規程」、与信リスクについては「債権管理規程」にて対応しております。また、その他については、予め取り決めた個々の責任部署が対応し、必要に応じて経営会議において状況確認と対策措置を検討し、取締役会への報告を行うものとしております。
- ・各種リスクの管理状況については、各部門の担当取締役が、半年に一度取締役会に報告を行うこととしております。

#### iii. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、前年度末までに翌年の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月1回の取締役会において進捗状況を確認しております。また各事業部門は当年度の戦略および利益計画を毎年設定し、経営企画部が成果を検証しております。
- ・取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「職務分掌および職務権限に関する規程」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現しております。

- iv. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・役職員が法令や定款および社会通念に沿った行動を行う様、「役職員行動規範」を定め、コンプライアンス事務局は定期的な研修を行い周知徹底に努めております。
  - ・チーフ・コンプライアンス・オフィサーを設置し、コンプライアンス関連の体制整備（研修、ガイドラインの制定ほか）を行っております。また、各事業部門の長および企画・管理部門の長を全社コンプライアンス委員に任命し、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。
  - ・適切な財務諸表作成のために、経理財務部長は経理規程、細則を定め周知徹底を図っております。
  - ・コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、以下の3つの報告経路を設けております。
    - a. コンプライアンス事務局への直接報告
    - b. 監査部への直接報告
    - c. 社外顧問弁護士宛の内部通報窓口
  - ・監査部は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査役会、会計監査人と定期的に情報交換会を開催しております。
- v. 当社および子会社から成る企業集団における、業務の適正等の確保および損失の危険の管理等の体制
- ・子会社の管理者を定め、取締役や監査役の派遣を通じ連携をとり、子会社の業務執行状況を随時確認しております。
  - ・子会社からは、毎年経営計画書の提出を受け、経営方針の協議を行う一方、リスクマネーやコンプライアンスの状況を確認しております。
  - ・当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、当社子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の定期的な報告を義務付けております。
  - ・当社は、当社子会社において重要な事象が発生した場合は、子会社の管理者が主催する業績検討会議における報告を義務付けております。
  - ・当社は、当社全体で子会社のリスクの把握、管理に努めます。また、重大な危機が発生した子会社においては、直ちに管理者に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、当社子会社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
  - ・当社は、不測の事態や危機発生時の事業継続を図るため、当社および当社子会社の事業継続計画（BCP）を整備します。

- ・当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該経営計画を具現化するため、当社および当社子会社の毎事業年度ごとの重点経営目標および予算配分を定めています。
  - ・当社は、職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の基準を規程に定め、当社子会社はこれに準拠した規程を整備します。
  - ・当社は、当社子会社の全ての役職員に対する「役職員行動規範」の周知徹底に努めております。
  - ・当社は、当社子会社の規模や業態に応じた、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置します。
  - ・当社は、当社子会社の役職員を対象としてコンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めております。
  - ・当社は、当社および当社子会社の役職員が、当社コンプライアンス事務局、監査部または外部の弁護士に対して通報を行うことができるコンプライアンス・ホットライン（目安箱）を設置しています。
- vi. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役は、監査役の職務の補助を必要とする場合は、企画・管理部門担当取締役総務人事部の人員の派遣を臨時で要請できるものとしております。
- vii. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役より監査業務の補助の指示を受けた使用人は、その指示に関して、役員および総務人事部長等の指揮命令を受けないこととしております。また、同職員の人事評価については、監査役の意見を聴取の上、決定することとしております。
- viii. 子会社の取締役等や当該取締役等から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- ・当社および当社子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関わる事項の説明を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
  - ・当社監査部、リスクマネジメント部等は、当社および当社子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を定期的に報告します。
  - ・当社および当社子会社のコンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーは、役職員からの当社および当社子会社取締役の法令違反等に関する内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

- ・当社は、当社監査役へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する旨を役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底しています。
- ix. 監査役職務の執行により生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
  - ・当社取締役は、監査役による監査に協力し、監査に係る諸費用については、原則として速やかに当該債務を処理します。
- x. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとしております。

## ②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- i. 重要な会議の開催状況
  - ・当期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）における主な会議の開催状況は以下のとおりです。  
取締役会は16回開催、その他監査役会19回、経営会議は45回、全社コンプライアンス委員会は2回開催しました。なお、取締役会については、上記の開催回数のほか、会社法第372条の規定に基づき、書面による取締役会報告が2回ありました。
- ii. 監査役職務の執行について
  - ・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営会議その他の経営に関わる重要な会議に出席し、意見を表明しております。
- iii. 主な教育・研修の実施状況について
  - ・当社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、冊子の再配布に合わせ当社全従業員を対象に、当社の役職員行動規範の読み合わせを実施しました。
  - ・また、当社グループ全従業員を対象に、事例研究に基づくコンプライアンス研修を実施しました。
- iv. 内部監査の実施について
  - ・内部監査計画に基づき、業務プロセスに関する監査を実施しました。

v. 財務報告に係る内部統制について

- ・重要な事業拠点および子会社の全社統制の整備と運用状況の評価を実施しました。

vi. 反社会的勢力排除について

- ・当期においては、「反社会的勢力排除に関する基本方針」ならびに「反社会的勢力排除に関する規程」を改めて制定し、実質的かつ継続的な取り組みを進めました。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| (資産の部)      |               | (負債の部)          |               |
|-------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目         | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
| <b>流動資産</b> | <b>26,951</b> | <b>流動負債</b>     | <b>21,067</b> |
| 現金及び預金      | 5,258         | 支払手形及び買掛金       | 15,792        |
| 受取手形及び売掛金   | 14,463        | 短期借入金           | 1,500         |
| 商品及び製品      | 4,586         | リース債務           | 175           |
| 仕掛品         | 7             | 未払金             | 1,997         |
| 原材料及び貯蔵品    | 149           | 未払法人税等          | 489           |
| 繰延税金資産      | 242           | 賞与引当金           | 576           |
| 未収入金        | 1,706         | その他             | 535           |
| その他         | 614           | <b>固定負債</b>     | <b>2,291</b>  |
| 貸倒引当金       | △78           | リース債務           | 340           |
| <b>固定資産</b> | <b>15,674</b> | 役員退職慰労引当金       | 263           |
| (有形固定資産)    | (11,828)      | 債務保証損失引当金       | 79            |
| 建物及び構築物     | 3,183         | 退職給付に係る負債       | 802           |
| 機械装置及び運搬具   | 264           | 資産除去債務          | 84            |
| 工具、器具及び備品   | 79            | その他             | 722           |
| 土地          | 7,846         | <b>負債合計</b>     | <b>23,359</b> |
| リース資産       | 453           | (純資産の部)         |               |
| (無形固定資産)    | (213)         | <b>株主資本</b>     | <b>18,677</b> |
| のれん         | 43            | 資本金             | 3,719         |
| ソフトウェア      | 102           | 資本剰余金           | 3,380         |
| その他         | 67            | 利益剰余金           | 11,633        |
| (投資その他の資産)  | (3,632)       | 自己株式            | △56           |
| 投資有価証券      | 2,264         | その他の包括利益累計額     | 264           |
| 長期貸付金       | 249           | その他有価証券評価差額金    | 399           |
| 長期前払費用      | 54            | 退職給付に係る調整累計額    | △134          |
| 差入保証金       | 318           | <b>非支配株主持分</b>  | <b>325</b>    |
| 繰延税金資産      | 134           | <b>純資産合計</b>    | <b>19,267</b> |
| その他         | 824           | <b>負債・純資産合計</b> | <b>42,626</b> |
| 貸倒引当金       | △212          |                 |               |
| <b>資産合計</b> | <b>42,626</b> |                 |               |

# 連結損益計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |         |
|-----------------|-----|---------|
| 売 上 高           |     | 184,624 |
| 売 上 原 価         |     | 166,763 |
| 売 上 総 利 益       |     | 17,860  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 16,325  |
| 営 業 利 益         |     | 1,535   |
| 営 業 外 収 益       |     |         |
| 受 取 利 息         | 5   |         |
| 受 取 配 当 金       | 68  |         |
| 受 取 賃 貸 料       | 196 |         |
| そ の 他           | 187 | 457     |
| 営 業 外 費 用       |     |         |
| 支 払 利 息         | 13  |         |
| 固 定 資 産 除 却 損   | 6   |         |
| 製 品 回 収 関 連 費 用 | 35  |         |
| そ の 他           | 12  | 67      |
| 経 常 利 益         |     | 1,925   |
| 特 別 利 益         |     |         |
| 賠 償 金 収 入       | 51  | 51      |
| 特 別 損 失         |     |         |
| 減 損 損 失         | 187 | 187     |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 1,790   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 794 |         |
| 法人税等調整額         | △3  | 791     |
| 当 期 純 利 益       |     | 999     |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | 54      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 944     |

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

|                                  | 株 主 資 本 |       |        |      |            |
|----------------------------------|---------|-------|--------|------|------------|
|                                  | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本計<br>合 |
| 当連結会計年度<br>当首残高                  | 3,719   | 3,380 | 10,919 | △56  | 17,963     |
| 当連結会計年度<br>変動額                   |         |       |        |      |            |
| 剰余金の配当                           |         |       | △230   |      | △230       |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益              |         |       | 944    |      | 944        |
| 自己株式の取得                          |         |       |        | △0   | △0         |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>(純額) |         |       |        |      |            |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                 | —       | —     | 714    | △0   | 713        |
| 当連結会計年度末<br>残高                   | 3,719   | 3,380 | 11,633 | △56  | 18,677     |

|                                  | その他の包括利益累計額      |                  |                                 | 非支配株主<br>持分 | 純資産合計  |
|----------------------------------|------------------|------------------|---------------------------------|-------------|--------|
|                                  | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |             |        |
| 当連結会計年度<br>当首残高                  | 573              | △140             | 433                             | 281         | 18,679 |
| 当連結会計年度<br>変動額                   |                  |                  |                                 |             |        |
| 剰余金の配当                           |                  |                  |                                 |             | △230   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益              |                  |                  |                                 |             | 944    |
| 自己株式の取得                          |                  |                  |                                 |             | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>(純額) | △174             | 5                | △168                            | 43          | △125   |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                 | △174             | 5                | △168                            | 43          | 588    |
| 当連結会計年度末<br>残高                   | 399              | △134             | 264                             | 325         | 19,267 |



# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| ( 資 産 の 部 )    |               | ( 負 債 の 部 )            |               |
|----------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目            | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>24,756</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>19,915</b> |
| 現金及び預金         | 3,806         | 支払手形                   | 127           |
| 受取手形           | 115           | 買掛金                    | 14,548        |
| 売掛金            | 13,823        | 短期借入金                  | 1,500         |
| 商品             | 4,306         | 関係会社短期借入金              | 250           |
| 原材料及び貯蔵品       | 2             | リース債務                  | 69            |
| 繰延税金資産         | 237           | 未払金                    | 2,101         |
| 未収入金           | 1,695         | 未払法人税等                 | 430           |
| その他の           | 809           | 賞与引当金                  | 542           |
| 貸倒引当金          | △41           | その他の                   | 346           |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>15,641</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,431</b>  |
| (有形固定資産)       | (10,947)      | リース債務                  | 157           |
| 建物             | 2,762         | 退職給付引当金                | 573           |
| 構築物            | 55            | 役員退職慰労引当金              | 254           |
| 機械及び装置         | 134           | 関係会社事業損失引当金            | 7             |
| 車両運搬具          | 0             | 資産除去債務                 | 84            |
| 工具、器具及び備品      | 61            | その他の                   | 354           |
| 土地             | 7,751         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>21,347</b> |
| リース資産          | 180           | ( 純 資 産 の 部 )          |               |
| (無形固定資産)       | (136)         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>18,656</b> |
| ソフトウェア         | 63            | (資本金)                  | (3,719)       |
| その他の           | 73            | (資本剰余金)                | (3,380)       |
| (投資その他の資産)     | (4,556)       | 資本準備金                  | 3,380         |
| 投資有価証券         | 2,214         | (利益剰余金)                | (11,611)      |
| 関係会社株式         | 728           | 利益準備金                  | 354           |
| 長期貸付金          | 249           | その他利益剰余金               | 11,257        |
| 関係会社長期貸付金      | 1,002         | (圧縮積立金)                | (158)         |
| 長期前払費用         | 53            | (別途積立金)                | (6,970)       |
| 差入保証金          | 195           | (繰越利益剰余金)              | (4,128)       |
| 繰延税金資産         | 162           | (自己株式)                 | (△54)         |
| その他の           | 585           | <b>評価・換算差額等</b>        | <b>393</b>    |
| 貸倒引当金          | △634          | その他有価証券評価差額金           | 393           |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>40,397</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>19,050</b> |
|                |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>40,397</b> |

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額 |         |
|-----------------------|-----|---------|
| 売 上 高                 |     | 173,591 |
| 売 上 原 価               |     | 153,717 |
| 売 上 総 利 益             |     | 19,874  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 18,551  |
| 営 業 利 益               |     | 1,322   |
| 営 業 外 収 益             |     |         |
| 受 取 利 息               | 11  |         |
| 受 取 配 当 金             | 81  |         |
| 受 取 賃 貸 料             | 305 |         |
| そ の 他                 | 291 | 689     |
| 営 業 外 費 用             |     |         |
| 支 払 利 息               | 9   |         |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 5   |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 75  |         |
| そ の 他                 | 4   | 95      |
| 経 常 利 益               |     | 1,917   |
| 特 別 損 失               |     |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 46  |         |
| 減 損 損 失               | 50  |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 235 | 331     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 1,585   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 689 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △6  | 683     |
| 当 期 純 利 益             |     | 901     |

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |                 |           |           |           |             |        |                 | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-------------|--------|-----------------|--------|------------|
|                             | 資本金     | 資 本 金     |                 | 利 益 剰 余 金 |           |           |             |        | 利益<br>剰余金<br>合計 |        |            |
|                             |         | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |           |             |        |                 |        |            |
|                             |         |           |                 |           | 圧縮<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |        |                 |        |            |
| 当期首残高                       | 3,719   | 3,380     | 3,380           | 354       | 156       | 6,970     | 3,459       | 10,940 | △53             | 17,986 |            |
| 当期変動額                       |         |           |                 |           |           |           |             |        |                 |        |            |
| 圧縮積立金の<br>積立                |         |           |                 |           | 2         |           | △2          | —      |                 | —      |            |
| 剰余金の<br>配当                  |         |           |                 |           |           |           | △230        | △230   |                 | △230   |            |
| 当期純利益                       |         |           |                 |           |           |           | 901         | 901    |                 | 901    |            |
| 自己株式の<br>取得                 |         |           |                 |           |           |           |             |        | △0              | △0     |            |
| 株主資本以外の項<br>目の当期変動額<br>(純額) |         |           |                 |           |           |           |             |        |                 |        |            |
| 当期変動額<br>合計                 | —       | —         | —               | —         | 2         | —         | 668         | 671    | △0              | 670    |            |
| 当期末残高                       | 3,719   | 3,380     | 3,380           | 354       | 158       | 6,970     | 4,128       | 11,611 | △54             | 18,656 |            |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                        | 純資産合計  |
|-----------------------------|-----------------|------------------------|--------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |        |
| 当期首残高                       | 568             | 568                    | 18,554 |
| 当期変動額                       |                 |                        |        |
| 圧縮積立金の<br>積立                |                 |                        | —      |
| 剰余金の<br>配当                  |                 |                        | △230   |
| 当期純利益                       |                 |                        | 901    |
| 自己株式の<br>取得                 |                 |                        | △0     |
| 株主資本以外の項<br>目の当期変動額<br>(純額) | △174            | △174                   | △174   |
| 当期変動額<br>合計                 | △174            | △174                   | 496    |
| 当期末残高                       | 393             | 393                    | 19,050 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 マルイチ産商  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |               |   |
|--------------------|---------------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 陸 田 雅 彦 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 杉 田 昌 則 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マルイチ産商の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルイチ産商及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 マルイチ産商  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |               |   |
|--------------------|---------------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 陸 田 雅 彦 | ⓐ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 杉 田 昌 則 | ⓐ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルイチ産商の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書、ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社マルイチ産商 監査役会

常勤監査役 檀原崇男 ㊟

社外監査役 山岸重幸 ㊟

社外監査役 畑中凱夫 ㊟

社外監査役 小川直樹 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金9円  
配当総額 207,486,828円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月22日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

① 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

② 同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所定の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更につきましては、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>(機関)<br>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br><u>(3) 監査役会</u><br>(4) 会計監査人 | 第1章 総 則<br>(機関)<br>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>(3) 会計監査人 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 1 条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会<u>の決議</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 1 2 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会<u>において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第 2 0 条 当会社の取締役は、1 5 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 2 1 条 取締役は、株主総会において<u>これを選任する</u>。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 1 条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会<u>または取締役会の決議</u>によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 1 2 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会<u>または取締役会の決議</u>によって委任を受けた取締役<u>の定める株式取扱規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第 2 0 条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、1 5 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2. 当会社の監査等委員である取締役は、<u>5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 2 1 条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する</u>。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>                                                                                              | <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對してこれを發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について<u>決議に加わることができる</u>取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について<u>議決に加わることができる</u>取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(<u>業務執行の決定の取締役への委任</u>)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                           | <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>                                                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</p> |
| <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(監査役の員数)</p>                                                                                                                       | <p>(削 除)<br/>(削 除)</p>                                                                                                                                             |
| <p>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。<br/>(監査役の選任)</p>                                                                                                               | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                       |
| <p>第32条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br/>(監査役の任期)</p>                                   | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                       |
| <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                                        |                                                                                                                                                                    |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                          | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p>                                                                                      | (削 除) |
| <p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u></p>                                                                                                            | (削 除) |
| <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p>                                                                                            | (削 除) |
| <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p>                                                                                         | (削 除) |
| <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                      | (削 除) |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(社外監査役との間の責任限定契約)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u><br/>(監査等委員会の招集)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人<br/>(会計監査人の選任および任期)<br/>第 4 0 条 (条文省略)<br/>(会計監査人の報酬等)<br/>第 4 1 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算<br/>第 4 2 条～第 4 5 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 3 4 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人<br/>(会計監査人の選任および任期)<br/>第 3 5 条 (現行どおり)<br/>(会計監査人の報酬等)<br/>第 3 6 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算<br/>第 3 7 条～第 4 0 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 6 6 期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 9 条の定めるところによる。</p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件  
 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（13名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ふじ さわ まさ とし<br>藤 沢 政 俊<br>(昭和28年1月6日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成19年10月 当社執行役員水産セグメント統括<br>平成20年6月 当社取締役執行役員水産セグメント統括<br>平成20年10月 当社取締役執行役員水産事業部長兼水産商品本部長<br>平成22年10月 当社取締役執行役員営業部門統括兼水産事業部甲信越本部長兼企画管理部長兼長野支社長<br>平成23年1月 当社取締役執行役員フードサービス事業部長<br>平成24年6月 当社取締役常務執行役員フードサービス事業部長兼フードサービス商品本部長<br>平成25年4月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社長野地方卸売市場社外取締役 | 13,500株    |
| 2     | ひらの とし き<br>平 野 敏 樹<br>(昭和34年10月22日生)  | 昭和57年4月 三菱商事株式会社入社<br>平成11年4月 同社ジャカルタ駐在事務所 駐在<br>平成18年10月 同社食品本部鮭ユニットマネージャー<br>平成20年4月 同社農水産本部水産ユニットマネージャー<br>平成21年4月 欧州三菱商事会社生活産業部長兼欧阿中東CIS部門担当<br>平成23年4月 泰国三菱商事会社・泰MC商事会社生活産業グループリーダー<br>平成25年5月 当社顧問<br>平成25年6月 当社取締役副社長執行役員(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>信田伍詰株式会社社外取締役                                              | 4,000株     |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | しら い ゆき お<br>白井 幸男<br>(昭和27年6月27日生)   | 昭和51年4月 当社入社<br>平成20年10月 当社執行役員食品事業部長兼食品商品本部長<br>平成22年6月 当社取締役執行役員食品事業部長兼食品商品本部長<br>平成22年10月 当社取締役執行役員企画・管理部門統括兼情報システム部担当<br>平成24年6月 当社取締役常務執行役員企画・管理部門統括兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼経営企画部長<br>平成27年1月 当社取締役常務執行役員食品事業部長兼食品商品本部長(現任)                                                                                                                   | 18,100株    |
| 4     | やま だ くに お<br>山田 邦男<br>(昭和28年3月13日生)   | 昭和51年4月 当社入社<br>平成19年10月 当社執行役員畜産デリカ商品本部担当兼畜産デリカ商品本部長<br>平成22年6月 当社取締役執行役員畜産事業部長兼畜産デリカ商品本部長<br>平成23年1月 当社取締役執行役員営業部門統括<br>平成24年6月 当社取締役常務執行役員営業部門統括<br>平成25年4月 当社取締役常務執行役員営業部門統括兼フードサービス事業部長<br>平成28年4月 当社取締役常務執行役員営業部門統括兼フードサービス事業部長兼フードサービス商品本部長兼首都圏・北関東販売部長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ファーストデリカ株式会社社外取締役<br>株式会社ナガレイ社外取締役<br>株式会社ナガレイ不動産社外取締役 | 12,000株    |
| 5     | むかい やま ひろ かず<br>向山 裕和<br>(昭和32年8月3日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成19年10月 当社執行役員水産商品事業部担当兼水産商品事業部長<br>平成23年6月 当社取締役執行役員水産事業部長兼水産商品本部長<br>平成24年1月 当社取締役執行役員水産事業部長兼水産商品本部長<br>平成25年6月 当社取締役常務執行役員水産事業部長兼水産事業本部長<br>平成28年2月 当社取締役常務執行役員営業部門統括補佐提携戦略推進担当兼水産事業部長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ファーストデリカ株式会社社外取締役<br>株式会社三共物産社外取締役<br>魚信株式会社社外取締役                                                          | 11,200株    |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                  | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6         | に し な けい すけ<br>仁 科 圭 右<br>(昭和38年8月8日生)  | 平成8年7月 当社入社<br>平成10年6月 当社取締役営業統括本部業務推進<br>部長<br>平成15年2月 当社取締役食品事業部長<br>平成22年6月 当社取締役執行役員経理財務部長<br>平成23年2月 当社取締役執行役員経営企画部長<br>平成24年2月 当社取締役執行役員水産事業部事<br>業構造改革推進担当兼水産商品本<br>部企画管理部長<br>平成26年1月 当社取締役執行役員リテールサポ<br>ート事業部長付事業構造改革推進<br>担当<br>平成27年1月 当社取締役執行役員甲府支社長<br>平成28年2月 当社取締役執行役員企画・管理部門<br>統括補佐事業構造改革担当(現任)     | 41,000株        |
| 7         | わた なべ ふみ あき<br>渡 辺 文 明<br>(昭和27年2月10日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成13年2月 当社人事部長<br>平成18年10月 当社水産商品事業部長補佐兼水産<br>商品事業部企画管理部長<br>平成20年6月 当社執行役員総務人事部長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員経理財務部長<br>平成27年1月 当社取締役執行役員企画・管理部門<br>担当兼チーフ・コンプライアンス・<br>オフィサー兼経営企画部長兼<br>経理財務部長<br>平成28年2月 当社取締役執行役員企画・管理部門<br>統括兼チーフ・コンプライアンス・<br>オフィサー(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>信田缶詰株式会社社外監査役<br>株式会社ナガレイ社外監査役 | 11,000株        |
| 8         | やま こし やす のり<br>山 腰 靖 典<br>(昭和30年1月22日生) | 平成17年10月 当社入社<br>平成18年2月 当社R S部長<br>平成22年1月 当社執行役員リテールサポート事<br>業部長兼R S部長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員リテールサポ<br>ート事業部長兼R S部長<br>平成26年4月 当社取締役執行役員S CM本部長<br>兼R S部長<br>平成27年4月 当社取締役執行役員S CM本部長<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>A E S株式会社社外取締役<br>マルイチ・ロジスティクス・サービス株式会<br>社社外取締役<br>中央運輸株式会社社外監査役                                     | 8,500株         |

| 候補者番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                      | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9     | えん じょう しゅう じ<br>遠 藤 庄 司<br>(昭和30年9月10日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成11年10月 当社畜産営業部営業推進担当部長<br>平成16年2月 当社畜産事業部長野営業所長<br>平成22年1月 当社執行役員フードサービス事業部長<br>平成23年1月 当社執行役員畜産事業部長兼畜産デリカ商品本部長<br>平成25年6月 当社取締役執行役員畜産事業部長兼畜産デリカ事業本部長<br>平成28年2月 当社取締役執行役員畜産事業部長兼畜産デリカ商品本部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>大信畜産工業株式会社社外取締役<br>ファーストデリカ株式会社社外取締役                                                            | 6,500株     |
| 10    | こ す だ しげ よし<br>小 須 田 茂 義<br>(昭和34年7月8日生) | 昭和59年4月 当社入社<br>平成14年2月 当社水産営業部生鮮担当部長<br>平成22年10月 当社執行役員水産商品本部長兼生鮮部長兼東京支社長<br>平成23年1月 当社執行役員東京支社長<br>平成25年6月 当社取締役執行役員東京支社長<br>平成26年4月 当社取締役執行役員水産商品本部長<br>平成28年2月 当社取締役執行役員営業部門統括補佐メーカー型戦略推進担当兼水産商品本部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>信田伍詰株式会社社外取締役<br>株式会社丸一北海屋社外取締役<br>株式会社三共物商社外取締役                                                      | 5,000株     |
| 11    | まつ ざわ とおる<br>松 澤 通<br>(昭和30年3月10日生)      | 昭和53年4月 当社入社<br>平成10年3月 当社経営企画室長<br>平成17年10月 当社執行役員水産商品本部長補佐兼水産商品本部企画管理部長<br>平成20年6月 当社執行役員経営企画部長<br>平成23年1月 当社執行役員水産商品本部企画管理部長<br>平成24年3月 当社執行役員出向株式会社三共物商代表取締役社長<br>平成26年4月 当社執行役員SCM本部副本部長兼出向マルイチ・ロジスティクス・サービス株式会社代表取締役社長<br>平成27年2月 当社執行役員総務人事部長<br>平成27年6月 当社取締役執行役員総務人事部長<br>平成28年2月 当社取締役執行役員企画・管理部門統括補佐人事戦略推進担当兼総務人事部長(現任) | 9,300株     |

| 候補者番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                  | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 12    | かしわぎ やす まさ<br>柏木 康全<br>(昭和37年9月18日生) | 昭和62年4月 三菱商事株式会社入社<br>平成23年4月 同社農水産本部水産ユニットマネージャー<br>平成23年6月 当社社外取締役(現任)<br>平成25年4月 三菱商事株式会社農水産本部水産部長<br>平成26年4月 同社生活原料本部水産部長<br>平成28年4月 同社生鮮品本部水産部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>三菱商事株式会社生鮮品本部水産部長 | —          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柏木康全氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柏木康全氏を社外取締役候補者とした理由は、業界動向や経営全般にわたる高い見識を有し当社の経営に活かしていただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 柏木康全氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、<br>要<br>当社における地位<br>な兼職の状況                                                                                                                                                                                                 | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | だんばら たかお<br>檀原 崇男<br>(昭和30年8月4日生)   | 平成4年4月 当社入社<br>平成7年12月 当社常勤仮監査役<br>平成8年6月 当社取締役管理統括本部副本部長<br>平成9年2月 当社取締役畜産事業部長<br>平成10年6月 当社常務取締役畜産事業部長兼畜産営業部長<br>平成15年8月 当社常務取締役チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼総務部・経理部担当<br>平成18年7月 当社取締役常務執行役員チーフ・コンプライアンス・オフィサー<br>平成19年6月 当社常勤監査役(現任) | 67,600株        |
| 2     | やまざし しげゆき<br>山岸 重幸<br>(昭和34年10月2日生) | 平成9年4月 弁護士登録<br>同月 中山法律事務所入所<br>平成12年4月 山岸法律事務所開設<br>平成16年10月 ながの法律事務所開設<br>平成17年6月 当社社外監査役(現任)<br>平成22年4月 信州大学法科大学院非常勤講師(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ながの法律事務所 パートナー                                                              | —              |
| 3     | はたなか しずお<br>畑中 凱夫<br>(昭和19年4月13日生)  | 昭和38年3月 キューピー株式会社入社<br>平成7年2月 同社取締役大阪支店長<br>平成11年2月 同社常務取締役広域営業部長<br>平成19年2月 同社専務取締役サラダ・惣菜事業およびグループ営業担当<br>平成20年2月 同社専務取締役退任<br>平成23年6月 当社社外監査役(現任)                                                                            | —              |
| 4     | おがわ なおき<br>小川 直樹<br>(昭和31年12月22日生)  | 昭和59年10月 サンワ東京丸の内事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所<br>昭和63年8月 公認会計士登録<br>平成6年7月 税理士登録<br>平成6年11月 小川直樹会計事務所開設<br>平成23年6月 当社社外監査役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>小川直樹会計事務所 所長                                                                       | —              |



- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山岸重幸氏、畑中凱夫氏、および小川直樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 山岸重幸氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識と幅広い見識を有しており、監査・監督機能を発揮していただけることを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 畑中凱夫氏を社外取締役候補者とした理由は、食品流通業界における業務を通じて培われた幅広い経験と見識を、当社の監査・監督に反映していただけるものと考え、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (3) 小川直樹氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士および税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査・監督機能を発揮していただけることを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 山岸重幸氏、畑中凱夫氏および小川直樹氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山岸重幸氏が11年、畑中凱夫氏が5年、小川直樹氏が5年となります。
5. 当社は、山岸重幸氏、畑中凱夫氏および小川直樹氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、山岸重幸氏、畑中凱夫氏および小川直樹氏の選任が承認された場合には、同氏らとの間で当該契約を継続する予定であります。また、檀原崇男氏につきましても、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記と同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、山岸重幸氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されずと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、昭和62年6月26日開催の第37期定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしと存じます。

現在の取締役は13名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件」が原案どおり承認可決されずと、12名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしたいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されずと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額70百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されずと、4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしたいたします。

**第7号議案** 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈、なら  
びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます榊原剛氏および第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として常勤監査役を退任されます檀原崇男氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役である榊原剛氏については取締役会に、また取締役、監査役を歴任した檀原崇男氏につきましては、取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| ふ<br>氏           | り<br>が      | な<br>名                | 略<br>歴                                                                                                                                            |
|------------------|-------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| さ<br>か<br>き<br>榊 | ぼ<br>ら<br>原 | た<br>け<br>し<br>剛      | 平成元年6月 当社取締役<br>平成10年6月 当社常務取締役<br>平成15年6月 当社専務取締役<br>平成18年6月 当社代表取締役専務執行役員<br>平成19年4月 当社代表取締役社長社長執行役員<br>平成22年6月 当社取締役会長<br>平成27年6月 当社取締役相談役（現任） |
| だ<br>ん<br>檀      | ぼ<br>ら<br>原 | た<br>か<br>崇<br>お<br>男 | 平成7年12月 当社常勤仮監査役<br>平成8年6月 当社取締役<br>平成10年6月 当社常務取締役<br>平成18年7月 当社取締役常務執行役員<br>平成19年6月 当社常勤監査役（現任）                                                 |

また、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として平成28年5月12日開催の取締役会において、取締役および監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役10名に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的金額、贈呈の方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名           | 略歴                                                                      |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 藤 沢 政 俊      | 平成20年6月 当社取締役執行役員<br>平成24年6月 当社取締役常務執行役員<br>平成25年4月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任） |
| 白 井 幸 男      | 平成22年6月 当社取締役執行役員<br>平成24年6月 当社取締役常務執行役員（現任）                            |
| やま 山 田 邦 男   | 平成22年6月 当社取締役執行役員<br>平成24年6月 当社取締役常務執行役員（現任）                            |
| むかい 向 山 裕 和  | 平成23年6月 当社取締役執行役員<br>平成25年6月 当社取締役常務執行役員（現任）                            |
| に 仁 科 圭 右    | 平成10年6月 当社取締役<br>平成18年6月 当社取締役執行役員（現任）                                  |
| わた 渡 辺 文 明   | 平成24年6月 当社取締役執行役員（現任）                                                   |
| やま 山 腰 靖 典   | 平成24年6月 当社取締役執行役員（現任）                                                   |
| えん 遠 藤 庄 司   | 平成25年6月 当社取締役執行役員（現任）                                                   |
| こす 小 須 田 茂 義 | 平成25年6月 当社取締役執行役員（現任）                                                   |
| まつ 松 澤 通     | 平成27年6月 当社取締役執行役員（現任）                                                   |

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

### 1. 提案の理由

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、対象取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、ご承認をお願いしております第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」とは別枠で、対象取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる対象取締役は11名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

### 2. 本制度における報酬の額および参考情報

#### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時とします。

#### （2）本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）

#### （3）当社が本信託に拠出する金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成28年3月末日で終了した事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度

(以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、役員株式給付規程の定めに従い対象期間にかかる各事業年度に対応する所定の期間(例えば、平成28年3月末日で終了した事業年度については平成28年7月1日から平成29年6月末日まで、平成29年3月末日で終了する事業年度については平成29年7月1日から平成30年6月末日まで。)の対象取締役の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行います。

当社は、当初対象期間に関する評価に基づいて本制度に基づく対象取締役への当社株式の給付を行うための株式取得資金として、90百万円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に関する評価に基づいて本制度に基づく対象取締役への当社株式の給付を行うための株式取得資金として、対象期間ごとに90百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に對する給付が未了であるものを除きます。)および金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、本議案で承認を得た上限の範囲内とします。

#### (4) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引受ける方法によりこれを実施します。

ご参考として、平成28年5月11日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が対象取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額90百万円を原資に取得する株式数は、107,600株となります。

なお、本信託の設定は、平成28年8月または9月を予定しており、当初の対象期間にかかる本信託による当社の株式の取得は、本信託設定後、遅滞なく行われる予定です。詳細につきましては、改めて適時適切に開示いたします。

#### (5) 対象取締役に給付される当社株式の具体的な内容

当社は、各事業年度に関する評価に基づいて、対象取締役に對して、役位、業績達成度等により定まる数のポイントを付与します。本制度に基づくポイン

トの付与は、平成28年3月末日で終了した事業年度の評価に基づく分より開始いたします。

なお、対象取締役が付与されるポイントは、下記（6）の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当社株式の給付に当たり基準となる対象取締役のポイント数は、退任時までに当該対象取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じた数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### （6）対象取締役に対する当社株式の給付時期

当社の対象取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として、上記（5）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

以 上

# 株主総会開催場所ご案内図



会 場 長野県長野市鶴賀高畑752-8  
メルパルク長野 3階「白鳳」  
☎ 026-225-7800

交通ご案内 J.R.長野駅東口より 徒 歩 約5分

(お願い) 駐車場に限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮ください。ようお願い申し上げます。